

<h1>美浜の会 ニュース</h1>	No. 185
	2023. 12. 22
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便番号: 00950-6-308171 (美浜の会) ⇒ ホームページURL http://www.jca.apc.org/mihama ⇐	頒 価 300円 購読料 年2千円

六ヶ所再処理工場は事実上破綻 使用済燃料の行き先はない

六ヶ所再処理工場 いまだに地盤の審査中 2024年度上期完成の目途なし
 むつ・上関の中間貯蔵、関電の乾式貯蔵も最終処分場になる
地元を核のゴミ捨て場にするな！の声を一層強めていこう

1. 六ヶ所再処理工場は事実上破綻している

国の政策も電力会社の対策も、六ヶ所再処理工場が運転を開始することを前提にしている。日本原燃は2022年12月26日に、再処理工場の完成(竣工)を同年9月から、2024年度上期のできるだけ早い時期(6月頃)に延期すると発表した。26回目の延期だ。この時の社長会見では、「審査期間を決める支配的要因は『地盤・耐震』だと考えており、審査期間は全体で1年程度と考えております」と述べていたが、既に1年を過ぎているが完成していない。工事着工(1993年)から「30年経っても完成していない工場は通常ではあり得ない」と社長自ら語っているように、異常そのものだ。

では、2024年度上期の早い時期に工場は完成するのか。設工認(詳細設計と工事計画の認可)の2回目の審査では、いまだに地盤調査のため追加ボーリング等が続いている(次頁の表参照)。

設工認の審査は2回に分けて行われており、2回目の審査では、約25,000点の設備をグループ分けして審査するという。ところが今年3月には、設工認申請書の5%に当たる約3,100頁に誤記や落丁、計算結果の記載がない等の不備が明らかになり、修正作業に追われた。

現在は、「地盤モデルの作成」という最も基本的な内容についての審査が続いている。日本原燃は、新規規制基準施行前に使っていた地盤モデル(平均地盤モデル)を基にして設工認申請を行ったが、規制庁は新基準に即したモデル(基本地盤モデル)でやり直すように求めた。そして、9月4日の審査会合でようやく従来ではない地盤モデルに本格的に取り組むことになった。8月から26本のボーリング調査を追加し、現在は部分的に解析が済んだ状況だ。12月18日の審査会合で規制庁は「科学的な根拠を持って地盤モデルの妥当性を説明すること」を求めており、12月20日の社長会見にもあるように審査は年明けに継続となっている。

★国相手の大飯原発裁判(大阪高裁)第5回口頭弁論 地震動のプレゼン

2024年2月22日(木)14:30 大阪地裁202号法廷/ 終了後に報告会 弁護士会館1205号
 先着順です。14時頃には、手荷物検査を受けて、法廷に入ってください。

目次	▼地元を核のゴミ捨て場にするな！の声を一層強めていこう・p1	▼上関町の中間貯蔵反対・p5	▼(投稿)
	東電に原発を運転する資格なし・p6	▼ばらつき問題の本質・p8	▼11/20大飯裁判の報告・p10
	▼11/26京都府防災訓練の監視行動報告・p12	▼避難者裁判「公正な判決を求める署名」・p15	
	▼(投稿)来年3月 美浜3号、高浜1~4号の仮処分決定が出ます・p16		

六ヶ所再処理工場の設工認を中心にした経緯

2014年	1月7日	新規制基準への適合申請
2020年	7月29日	再処理事業変更許可（新規制基準に適合）
	12月24日	1回目の設工認申請（対象は冷却設備のみ）
2022年	12月21日	1回目の設工認申請の認可
	12月26日	2回目の設工認申請（残り約25,000点の設備について）
	12月26日 社長臨時会見	完成目標時期を2022年9月→「 <u>2024年度上期のできるだけ早期</u> 」に変更。26回目の延期。社長は「 <u>地盤・耐震に関する審査期間は全体で1年程度</u> 」と述べたが、既に1年を経過
2023年	3月28日 審査会合	申請書の誤記・落丁・計算間違いなどを1月に規制庁が指摘。全体の5%にあたる約3,100ページに誤り
	6月23日 社長記者会見	<u>新基準施行以前に認可された地盤モデルをそのまま使用できると考えていたが、データを拡充し改定する</u>
	9月4日 審査会合	・ <u>原点に立ち返り、一から入力地震動の策定に用いる地盤モデルの検討を進めることとした</u> ・ここで地盤モデルの変更が決定
	11月29日 社長記者会見	・ <u>26本の追加ボーリング調査完了。解析はまだ全て終了していない。得られたデータをもとに分析を進めている</u> ・1月の審査会合で、新たに策定した「 <u>基本地盤モデル</u> 」と入力地震動を説明したい
	11月30日 東奥日報の記事	・ <u>年明け以降の地震動・耐震評価に「数か月のオーダー」</u> ・2024年度上期のできるだけ早い時期としているが、 <u>今の審査がかなり厳しい状況にある</u> ・従来と違う結果ができればさらに時間を費やす可能性あり ・ <u>オールジャパン体制</u> で審査対応を強化（電事連会長）
	12月18日 審査会合	科学的な根拠を持って地盤モデルの妥当性を説明すること
	12月20日 社長記者会見	<u>1月以降の審査で、全体の地下構造を説明し、その後「基本地盤モデル」の作成、入力地震動を示す</u>

さらに、地盤の調査・審査が終了すると、次は入力地震動の策定、建屋・機器の耐震計算が残っている。年明け以降これらに数か月はかかり、27回目の竣工延期も避けられない状況にある。

原子力委員会は余剰プルトニウムをもたないために、プルサーマルで使用できる量の再処理にとどめるよう決定している。プルサーマルでの使用量はわずかで、再処理工場が動くことそのものがこの決定にも違反する。規制委員会は、審査を長びかせている。「再処理工場は動く可能性がある。審査中」として「やってる感」を示しているが、再処理工場という「絵」を残すためだけではないか。中間貯蔵や乾式貯蔵が最終処分場にならないという「安全神話」のために、最終的には六ヶ所再処理工場に搬出できるという幻想を与え続けている。再処理工場が動けば、膨大な量の放射能が海にも大気にも放出される。規制委は、審査の打ち切りを表明すべきだ。

2. むつ中間貯蔵も六ヶ所再処理工場の運転を前提。このままでは核のゴミ捨て場になる

規制委員会は、柏崎刈羽原発でテロ対策の不備が続いた東電に対し、現地調査等を実施し、核物質防護対策と東電の適格性は改善されたと認めた。しかし、遅々と進まない福島第一原発の廃炉や作業員の被ばく問題等の情報隠蔽は「大きな問題ではない、関係がない」と容認している。そして12月20日に東電社長と面談し、社長の覚悟を確認したとして、「核燃料移動禁止命令」（2021年4月14日）を12月27日にも解除しようとしている。福島原発事故を引き起こした東電に対し、再稼働を最優先にした規制委の判断は到底許されない（6頁）。

「禁止命令」が解除されれば、柏崎刈羽原発7号機の再稼働が浮上してくる。さらに、むつ中間貯蔵の操業開始も問題になる。1棟目の3,000トンの貯蔵施設は、今年度下期から来年度上期に操業開始を予定している。東電と日本原電の使用済燃料を約50年間保管する。

操業前には、使用前検査のために、使用済燃料のキャスク1基を試験的に搬入し、最終確認を実施することになっている。地元との安全協定等が必要になるが、「禁止命令」の解除によって、試験搬入の可能性が高まってくる。

むつ中間貯蔵は、使用済燃料の貯蔵期間を最長50年間とし、操業開始後40年目までに、搬出について協議することになっている。搬出先は六ヶ所再処理工場しかなく、第二再処理工場は国の計画からも消えている。

中国電力と関電が山口県上関町で計画している中間貯蔵も、貯蔵期間はむつを参考とし、その後は六ヶ所再処理工場に搬出することを想定している。

しかし、50年後には六ヶ所再処理工場は存在しない。六ヶ所再処理工場の寿命は40年（2019年6月21日の政府交渉で資源エネ庁が認める）。仮に六ヶ所再処理工場が2024年頃に稼働したとしても、40年後の2064年には閉鎖になる。むつの中間貯蔵で50年保管し、貯蔵から40年後に搬出先を検討するというが、そのころには六ヶ所再処理工場は閉鎖となる。完成までに10数年かかるという上関町中間貯蔵の場合も、搬出先の目途はない。

このように、六ヶ所再処理工場の稼働を前提とした中間貯蔵は、実質的には永久の核のゴミ捨て場になってしまう。地元の運動と連帯し、むつ中間貯蔵の稼働にも、上関町での中間貯蔵計画にも反対していこう。

上関町の中間貯蔵については、住民や周辺自治体から関電の使用済燃料まで搬入することに批判の声が強まっている。中国電力・関西電力の思惑通りには進まなくなっている。反対の声を一層強めていこう（5頁）。

3. 関電の原発敷地内乾式貯蔵計画も、六ヶ所再処理工場の完成を前提にしている

乾式貯蔵した使用済燃料の行き先はない

関西電力は10月10日に「使用済燃料対策ロードマップ」を策定し、福井県と県議会に説明した。福井県知事は、3日後の10月13日に「一定の前進がある」としてこれを容認した。年末までに中間貯蔵の県外候補地点を確定できなければ、40年超えの老朽原発3基（美浜3、高浜1・2）の運転を停止するという約束も葬り去った。

関電は「ロードマップ」で初めて原発敷地内での乾式貯蔵の建設を検討すると表明した。これまで使用済燃料は県外に搬出するとしてきた福井県にとって、政策の大転換となる。

「ロードマップ」も六ヶ所再処理工場の稼働を前提にしている。関電は、審査が進まない中で「関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保」として、日本原燃を支援する奮闘ぶりを強調している。そして「2025年度から再処理開始、2026年度から使用済燃料受入れ開始。

再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出にあたり、必要量を確保し搬出するよう取り組む」と述べ、関電の使用済燃料搬出が、他の電力会社より優先的に実施されるかのごとく記している。

関電は、12月15日の高浜町議会原子力対策特別委員会で「ロードマップ」を説明した。町議からは、六ヶ所再処理工場の稼働を前提にしていることに対し、六ヶ所の完成が止まれば「ロードマップはゼロになる」（12/16 中日新聞）等の懸念の声が出ている。

さらに「ロードマップ」では、2030年頃に他地点で中間貯蔵施設の操業を開始し、それまでの間は使用済燃料を六ヶ所再処理工場やフランスへ搬出するとしている。しかし「2030年頃の中間貯蔵操業」がどの地点をさすのかも明らかにしていない。12月福井県議会では、住民の反対や不安を背景に「乾式貯蔵が最終処分場になるのではないか」「県民への説明もしていない」と野党議員から厳しい追及がなされた。県知事は当初は「乾式貯蔵の計画はまだ具体的ではない」と答弁していたが、「関西電力が設置に向けた事前の了解を求めてきた際は、使用済み核燃料をいつまでも県内に保管しないことや、乾式貯蔵施設を最終処分場にしないことをしっかり確認したい」（12月15日 NHK 福井）と答えている。県民の不安を考慮しなければならなくなってきたことだが、どのように具体的に確認するというのか。乾式貯蔵で保管した使用済燃料の行き先はない。

4. 12月21日福井県との交渉：乾式貯蔵が最終処分場にならない保証は何もない

12月21日、原発敷地内の乾式貯蔵設置の問題と10月21日の防災訓練の問題点について、福井県との交渉もあった（約1時間）。市民は福井県から3名（若狭町・おおい町・福井市）、関西から3名（大阪府・兵庫県）が参加し、県からは防災課と原子力安全対策課の5名が出席した。

関電が計画している乾式貯蔵の設置は、福井を使用済燃料の最終処分場とする原子力政策の大転換になるため、認めないよう強く求めた。

安全対策課は、「乾式貯蔵は、中間貯蔵施設への使用済燃料の搬出を容易にするもので、最終処分場にはならない」と答えた。それでは「関電が2030年頃操業予定としている中間貯蔵の場所は決まっているのか」と問うと、「決まっていないが、関電があらゆる可能性を追求すると言っている」と。県の回答によって、最終処分場にならない具体的な保証などないことがはっきりした。

関電の「ロードマップ」は六ヶ所再処理工場の完成を前提にしている。「完成しない場合に国からの回答はあったのか」と問うと、「回答はないが、経産大臣が『進捗は順調』と言っており、1回目の設工認申請も昨年12月に認可されている」と答えた。しかし、2回目の設工認の審査は、来年にも続く。再処理工場の審査状況等を県民に伝え、乾式貯蔵を受け入れないよう求めた。

防災の問題では、安定ヨウ素剤の事前配布を進めること、住民の避難退域時検査では結果を本人に伝えること等を求めたが、「国のマニュアルに沿っている」との回答ばかりだった。



5. 地元を核のゴミ捨て場にするな！の声を強めていこう

関電は、年明けにも乾式貯蔵の具体的計画を公表する可能性がある（12月18日共同通信）。乾式貯蔵を何としても阻止していこう。

六ヶ所再処理工場の完成という「幻想」を振りまきながら、中間貯蔵、乾式貯蔵によって地元を核のゴミ捨て場にする国・電力会社の方策に反対していこう。地元を核のゴミ捨て場にするな！を合言葉に、全国の運動は連携していこう。